

食物アレルギー対応給食を希望される保護者のみなさまへ

保育所では食物アレルギー対応給食が必要な児童について、保護者からの申し出により、集団給食のなかで可能な範囲の除去食を用意いたします。除去食は、原因食品の完全除去とします。

除去食の実施にあたっては医師の指導に基づき、ご家庭と連携を密にしてすすめていきます。過去に、アナフィラキシーを起こしたことのあるお子さんは、特に詳しくお知らせください。以下の内容につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 保育所で除去できる食品は、次のとおりです。

- (1) 卵およびその加工食品
- (2) 牛乳・乳製品およびその加工食品
- (3) 小麦およびその加工食品
- (4) 大豆およびその加工食品
- (5) その他、献立の中から簡単に取り除くことができる食品

※ ただし (1) ～ (5) であっても、集団給食として対応が困難な場合は、お弁当をお願いすることもありますのでご了承ください。

2 「食物アレルギー対応給食申請書（新規・継続）」（様式 1-1）と「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）を、保育所に必ず提出してください。

※ 「医療機関へのお願い」（資料 3）と「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）を医師にお見せください。「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）は診断書（公文書）となりますので、医療機関が定める文書料金が必要です。

3 定期的に医師の診察を受けてください。

治療方針を確認するため、少なくとも年に 1 回は「食物アレルギー対応給食申請書（新規・継続）」（様式 1-1）と「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）を保育所に提出してください。

年度途中に除去内容の変更があった場合及び除去が解除になった場合は、「食物アレルギー対応給食申請書（変更・解除）」（様式 1-2）を提出してください。

4 具体的な給食内容について確認します。

提出していただいた書類をもとに保護者の方と保育所で相談しながら、具体的な除去の内容を確認していきます。お子さんの健康状態や給食内容など、ご家庭と連絡を取り合っていきたいと思っていますのでよろしくようお願いいたします。

（保育所名）

食物アレルギー対応給食に関する申請の流れ

アレルギーの症状があって医師の診察を受け食物除去が必要な場合

保育所の食物アレルギーへの対応方針をご説明します

保育所から「食物アレルギー対応給食申請書（新規・継続）」（様式 1-1）、
「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）および「医療機関へのお願い」（資料 3）を受け取ってください

医師に受診して、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）の作成を依頼してください

（診断書となるので医療機関が定める文書料金が必要です）

「食物アレルギー対応給食申請書（新規・継続）」（様式 1-1）及び「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）を保育所に提出し、具体的な給食内容などについて保育所と相談し確認をしてください

※少なくとも年 1 回は受診し、「食物アレルギー対応給食申請書（新規・継続）」（様式 1-1）と「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式 2）を保育所に提出してください

※また、医師の診断のもと**内容の変更、原因食品の除去が不要となった場合は**、「食物アレルギー対応給食申請書（変更・解除）」（様式 1-2）を提出してください

医療機関へのお願い

日頃は名古屋市の保育行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。名古屋市の保育所では、食物アレルギーのある児童に対して、食物アレルギー対応給食を提供しています。食物アレルギーの子どもが増えているなか、これらの対応を適切に行うためには、児童の食物アレルギーについて医療機関における正確な診断を把握し、一人一人の実態に合わせた対応が必要であると考えております。

さて、このたび、食物アレルギーについて給食対応が必要な場合に、保護者から保育所に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式2）を提出していただくことにいたしました。つきましては、上記様式を保護者が持参いたしましたら、食物アレルギーの検査・診断の結果に基づき、記入をお願いいたします。なお、「診察・検査に関しては、保険の適用となること」や「上記様式の作成には文書料が必要になること」については、保護者に伝えてありますのでよろしく願いいたします。

（保育所名）

緊急時アレルギー症状チェック表

緊急性が高いものから5分ごとに症状をチェックする

緊急性が高い

緊急性が低い

A

B

C

全身の症状	1 ぐったり※ 2 意識もうろう 3 尿や便を漏らす 4 脈を触れにくい、または不規則 5 唇や爪が青白い※		
呼吸器の症状	6 のどや胸が締め付けられる 7 声がかすれる※ 8 犬が吠えるようなかん高い咳※ 9 息がしにくい(呼吸困難)※ 10 持続する強い咳込み 11 ゼーゼーする呼吸	1 繰り返す咳	
消化器の症状	12 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み 13 繰り返す吐き続ける	2 中等度のおなかの痛み 3 1~2回のおう吐 4 1~2回の下痢	1 軽いおなかの痛み(がまんできる) 2 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が1つでもあてはまる場合	5 顔全体の腫れ※ 6 まぶたの腫れ※	3 目のかゆみ、充血 4 口の中の違和感、唇の腫れ 5 くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		7 強いかゆみ 8 全身に広がるじんま疹※ 9 全身が真っ赤	6 軽度のかゆみ 7 数個のじんま疹※ 8 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合

- ①心肺停止なら蘇生開始
- ②ショック体位(足を15-30cm高くして寝かせる)
- ③エピペン®使用
- ④救急車要請
- ⑤保護者に連絡
- ⑥可能なら内服薬使用

- ①事務室へ運ぶ(歩かせない)
- ②緊急時薬使用
- ③エピペン®準備
- ④医療機関へ(救急車考慮)
- ⑤症状の変化を観察し、緊急性が高い症状に1つでもあてはまればエピペン®使用
- ⑥保護者に連絡

- ①事務室で経過観察
- ②緊急時薬使用
- ③保護者に連絡

※

- ・ A-1 血圧低下のため歩けない状態
- ・ A-5 チアノーゼ
- ・ A-7 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ・ A-8 「ケンケン」という咳
- ・ A-9 呼吸が苦しい、陥没呼吸
肩呼吸など呼吸困難
- ・ B-5 形相が変わるほどの顔全体が腫れる
- ・ B-6 目が開かないほどまぶたが腫れる
- ・ B-8 全身にじんま疹が広がり正常な皮膚がない状態
- ・ C-7 体の一部ないし数か所にじんま疹が出現

食物アレルギー対応給食実施マニュアル（例）

～誤食を防ぐために～

（保育所名）_____

※このマニュアルは一例です。職員体制、食器や調理器具の種類、設備など、各園の実情に合わせ、作り変えてください。

《毎月行うこと》

具体的な除去食品・給食対応の確認

- ①翌月の献立表を保護者に渡し、除去等の対応が必要な食品をチェックして提出してもらう。
- ②提出された献立表に、チェック漏れがないか確認する。
- ③食物アレルギー対応検討委員会において、各献立の除去等（代替や弁当持参を含む）の具体的対応内容について検討し、決定する。
- ④決定した対応内容を記入した献立表を、保護者、給食室、事務室、クラスに配布し、それに基づいて給食を実施する。

《毎日行うこと》

朝礼時の確認・出欠状況の伝達

- ①朝礼時に、調理担当者より当日の献立と除去等の対応内容について伝え、職員に周知する。朝礼に出られない職員についても、業務日誌などに書いておき、勤務開始時に全員が確認できるようにする。
- ②給食対応が必要な児童の出欠状況は、給食室への人数表に記載し、さらに給食室内のボードにマグネットを貼る等の方法で、保育室、給食室ともに正確に把握する。
- ③給食室に人数表を渡す際に、口頭でも「〇〇ちゃん出席（欠席）です」と重ねて確認する。

給食室にて

- ①調理を開始する前に、給食室の職員で、当日の食物アレルギー対応給食の調理手順、担当について確認する。
- ②嘱託職員など勤務開始時間が違う場合は、全員が揃った時点での確認も必ず行う。
- ③加工食品を使用する場合は、表示をよく確認する。同じ製品であっても、使用材料が変わる場合もあるので、その都度確認する。
- ④アレルゲンとなる食品や調味料は、飛散して混入することを防ぐため、できるだけ除去食を調理・盛付けする近くには置かないよう注意する。
- ⑤必要に応じて出来上がった除去食にはラップをする。

⑥食物アレルギー対応給食は、ひと目でわかるよう他児と違う食器に盛付ける。その他に、トレーにのせる、名前とアレルゲンを書いた札やクリップをつける等の方法で区別する。

⑦盛付ける時、札をのせたりクリップをつけたりする時には、実際の給食と内容が合っているか、複数の職員で声かけ、確認しながら行う。

⑧アレルギー児用のおかわりを用意する場合も同様に、専用の食器に盛付け、トレーにのせる等により、他児の給食のおかわりと混同しないよう注意する。

⑨食物アレルギー対応給食を調理した職員は、「〇〇ちゃんの〇〇抜き給食です。〇〇に置きます。」と他の調理担当者に伝え、あらかじめ決めておいた場所に置く。

給食室→保育室への受け渡し

①食物アレルギー対応給食を配膳する順番（最初または最後）は、保育室と給食室で相談して決めておく。

②食物アレルギー対応給食を取りに来た職員は、担当クラスのアレルギー対応給食について、「今日は、〇〇ちゃんは〇〇抜きです。」と声をかける。

③調理担当者は、「これが〇〇ちゃんの〇〇抜きの給食です。」と声に出して答え、双方が目視と指さし確認を行ってから受け渡す。

④除去等の対応がなく、他児と同じ場合も、「今日は〇〇ちゃん、除去はありません。同じものです。」声に出して確認し合う。

保育室にて

①食物アレルギー対応給食を保育室に運搬してきた職員は、クラスの他の職員にアレルギー対応給食の内容を伝え、当該アレルギー児の前に確実に配膳する。

②配膳後、担当職員はアレルギー児が他児の給食に手を触れたり口にしたりすることのないよう、目を離さないようにする。やむを得ず席を離れる場合は、他の職員に声をかける。

③担当職員は、食後の片づけが終わるまでそばについて見守り、他児の食べ残しや机や床に落ちた食べこぼしに触れたり口にしたりすることのないよう、注意する。

④必要に応じて、アレルギー児用の台拭きや個別のテーブルを用意するなど、配慮する。

《土曜日・延長保育時の留意点》

①職員体制が通常保育時と異なるため、勤務する職員が、食物アレルギー対応給食の調理手順や給食内容などを正確に把握できるようなシステムを作っておく。

②アレルギー児のおやつについて、担当職員が内容を把握し、間違いなく用意することができるように保管方法等を工夫する。または、すべての子が食べられるものにするなどにより、対応を単純化しておくこともよい。